

事業計画変更（第3回）手続の進捗状況について

1. 説明会について

◆ 開催日時（全7回）

- ① 令和7年10月4日（土）：午前10時から午前11時10分まで
- ② 令和7年10月8日（水）：午前10時から午前10時40分まで
- ③ 令和7年10月8日（水）：午後2時から午後2時45分まで
- ④ 令和7年10月8日（水）：午後7時から午後7時45分まで
- ⑤ 令和7年10月10日（金）：午前10時から午前10時40分まで
- ⑥ 令和7年10月10日（金）：午後2時から午後2時40分まで
- ⑦ 令和7年10月10日（金）：午後7時から午後8時15分まで

◆ 参加人数

合計【46名】 ※うち地区内権利者35名

◆ 主な質疑応答

No.	質問	市回答
1	<p>延伸期間を7年間とするのは長すぎるのではないのでしょうか。本当に、その延伸期間内に事業が完了するのでしょうか。</p>	<p>ご迷惑をおかけしておりますこと、誠に申し訳ございません。</p> <p>本市といたしましては、令和18年度の事業完了を目指し、概略施工計画に則り事業を推進してまいります。</p> <p>なお、計画どおりの施工が困難となった場合には、進捗率を維持するため、施工順序を随時見直して対応してまいります。</p> <p>市といたしましては、事業の早期完了に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。</p>

No.	質問	市回答
2	3号緑地が追加されておりますが、広場のよう な形で使用できるということでしょうか。	市と市街地再開発事業の組合が連携し、3号緑 地・交通広場・再開発関係施設との調和を図り ながら整備を進めていく方針でございます。 具体的な内容や詳細につきましては、今後の検 討事項としてまいります。
	その他、市街地再開発事業に関するご質問を複 数いただきました。	施行者 地権者・事業協力者等からなる和光市駅北口地 区再開発準備組合 施設概要 高さ 100m 程度 商業棟 3 階建（公共公益施設を含む）住宅棟 28 階建の複合施設と伺っている。 工期 令和 9 年度(予定)：解体工事開始 令和 10 年度～令和 12 年度(予定)：本体工事 と伺っている。

2. 縦覧について

実施期間	令和 7 年 1 0 月 3 日（金）から令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木）まで
場 所	駅北口まちづくり事務所
縦 覧 者	0 名

※情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 8 条第 1 項に基づき、
和光市ホームページでも掲示を行いました。閲覧数は【59回】でした。

（意見書の提出）

令和 7 年 1 0 月 3 日（金）から令和 7 年 1 0 月 3 0 日（木）までの意見書提出期間に、
1 通の提出がございました。

3. 埼玉県都市計画審議会の結果について

意見書提出期間内に提出された、1通の意見書について、令和8年2月6日(金)に埼玉県都市計画審議会にて審査され、「当該事業の施行者である和光市が責任をもって権利者へ対応すべき。そして個々の案件に応じて、丁寧に対応すべきである。」と意見を付けて「採択すべきでない」と決定されました。

意見書の内容が不採択となりましたので、事業計画書（第3回変更案）については、原案のとおり埼玉県知事へ認可申請を行うこととなります。

付帯意見に対する市の考え・対応

【市の考え】

今後とも、埼玉県都市計画審議会からのご意見を踏まえ、権利者の皆様に対して丁寧かつ誠実な対応を行いながら、事業の適正な推進に努めてまいります。

【実際の対応方法】

- ・意見者へ直接説明し、延伸の必要性への理解を促します。
- ・権利者全体にも、進捗や施行順序を適切に共有します。
- ・和光市駅北口土地区画整理審議会での説明内容及び議事録を「区画整理だより」や市HPで周知します。

4. 認可までの手続について

令和7年	令和8年	
10月	2月	3月
事業計画書の縦覧 (2週間) 10/3~10/16	埼玉県 都市計画 審議会 2/6	認可 申請
意見書の提出期間 (4週間) 10/3~10/30		事業計画 変更認可